

令和4年12月22日 第38号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

【この号の内容】

1. 自治体短信 埼玉県深谷市・三重県伊賀市
2. お知らせ・ご報告
 - ◆ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について
 - ◆ 第9回生活困窮者自立支援全国交流大会が開催されました
 - ◆ 居住生活支援加速化事業のご紹介
 - ◆ 生活困窮者自立支援制度の見直しに関する「中間まとめ」をとりまとめました

1. 自治体短信 ～自治体の「いま」をお届けします！～

自治体短信①

埼玉県深谷市の「いま」

～誰一人取り残さない支援を目指して～

深谷市福祉健康部生活福祉課 主任 福地 大介、太田 恵
深谷市自立相談支援機関 主任相談支援員 中條 志ず子
(特定非営利活動法人ワーカーズコープ埼玉事業本部)
未来応援教室「ばるスタ」 学習支援員 栗原 直美
(一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク)



1. 深谷市の概要

深谷市は、埼玉県北西部に位置し、東京都心から70キロメートル圏にあります。面積は138.37km²で、北部は利根川水系の低地で、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっています。令和2年国勢調査時における人口は141,268人、高齢化率は28.9%の基礎自治体です。本市を流れる利根川と荒川の2つの河川は、肥沃な大地の形成に寄与しており、それらがもたらす農作物として、深谷ねぎやブロッコリー、とうもろこしは全国に知られるブランドとなっており、ユリやチューリップなどの花き栽培も盛んです。

本市は、現在の日本経済の礎を築いたといわれ、令和6年から発行される新1万円札に肖像が描かれる渋沢栄一翁の生誕の地として、令和3年に放送された大河ドラマ「青天を衝け」の舞台となりました。市内には渋沢栄一記念館をはじめ、旧渋沢邸「中の家（なかんち）」などの関連施設が数多く残されており、渋沢栄一の足跡を辿ることができます。

また、令和4年度には「ふかや花園プレミアム・アウトレット」「深谷テラスパーク」「深谷テラス ヤサイな仲間たちファーム」が開業し、地域の特色を活かした官民協働の新たな取り組みとして注目を集めています。このエリアは、今後、県北部地域全体の活性化の拠点として、大きな期待が寄せられています。

2. 生活困窮者自立支援事業の歩みと実施体制

本市では、平成27年度から自立相談支援機関を生活保護担当課内に併設し、生活保護業務との一体的な事業展開を目指してきました。また、平成29年度から家計相談支援事業、令和4年度から就労準備支援事業を開始し、現在は3事業を一体的に実施しています。

自立相談支援機関の運営は、「特定非営利活動法人ワーカーズコープ埼玉事業本部」に委託しており、主任相談支援員1名、相談支援員兼就労支援員1名、就労準備支援員1名、家計改善支援員1名の4名が福祉事務所に常駐して市民の相談に応じています。



（事務所内の様子）

また、子どもの学習支援事業の内容が見直されたことに伴い、令和2年度からは、それまで教育部局で実施していた事業を福祉部局が引き継ぎ、「仲間（パル）とともに学習（スタディ）を始める（スタート）」という思いを込めて“未来応援教室ぱるスタ”と命名して取り組んでいます。

子どもの学習・生活支援事業の運営は、「一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク」に委託しており、学習支援員1名、学習指導員2名の3名を配置しています。



（各事業のチラシ）

委託先が複数になっていますが、事業所の枠を越えて最適な支援を提供することができるよう、担当係員を中心に日頃から連携して業務を行っています。

3. 就労準備支援事業の立ち上げ

「事業実施まで」

本市では、平成27年度から自立相談支援事業に基づく就労支援を実施してきましたが、生活習慣等の日常生活の課題やひきこもり状態等の社会参加に課題があるなど、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対しては、その課題に応じた効率的な支援が実施できていないことが課題となっていました。求職活動以前の基礎的スキルの習得を目的とした、よりきめ細かな就労支援を行う必要性があるため、令和4年度からの就労準備支援事業実施に向けて、準備を始めました。

就労準備支援事業を実施するにあたって、本市では、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが実施する、「令和3年度自治体・支援員向けコンサルティング」事業を活用しました。コンサルティングで支援対象者の把握方法やこれまでの就労支援との差別化、実際の支援内容等について助言いただけたことにより、本市の特性を活かした具体的な事業計画を企画・立案することができ、令和4年度からの事業実施を迎えることができました。

「事業開始から現在まで」

就労準備支援事業を開始するにあたり、最初に関係機関への事業内容の周知から始めました。若者サポートステーションや地域包括支援センターが主催する会議で説明を行ったほか、関係機関との連携会議において就労準備支援のプログラムを体験してもらうなどして、事業の周知を図りました。

その甲斐もあって、年間10名の参加を当初目標としていたところ、令和4年11月現在で既に16名がプログラムに参加しており、新規の相談者も月平均2名を数えるなど、順調なスタートを切ることができています。

プログラムの参加者は、それぞれ異なった課題を抱えています。そのため、具体的なプランを作成する際は、支援員が丁寧なアセスメントを心掛けています。また、参加者のニーズに沿った多彩なプログラムを用意し、日程や時間も柔軟に対応し参加者が取り組みやすい環境を整えてきました。

例えば、自立相談支援機関が行っているフードバンク事業で扱う食品のシール貼りや管理簿作りの作業を手伝ってもらい、フードバンクがどんな役割を果たすのか知ることを通じて、自分も社会貢献できているという自信を持つこと

ができ、また、仲間と共同作業を行うことでコミュニケーションの向上にも繋がってきました。

このほか、地域との協働事業を推進する部署の紹介により「深谷テラス ヤサイな仲間たちファーム」で農業体験を行い、野菜の種蒔きや間引き作業、草むしりや野菜の収穫などを体験しました。



(↑農業体験の様子)

(←フードバンクの
仕分け体験の様子)

事業開始から8か月が経ちますが、これまでの間に5名が就労を開始し、新たな目標に向かって進むことができます。プログラムの参加者は百人百様であり、画一的なプランで良いものは一つとしてありません。これからも参加者の心に寄り添い、一人ひとりのニーズを見極めながら支援者一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

4. その他の自立支援事業の取り組み

自立相談支援事業と家計改善支援事業においても、地域包括支援センターや高齢者施設の職員研修会に参加して事業内容の説明を行ったり、関係機関の職員と一緒にアウトリーチを行うことで多機関連携を目指しています。また、定期的に関係機関との連携会議を開催し、事例検討などのグループワークを通じて意見交換を行うことで、お互いの支援の長所や短所を共有するとともに、顔がわかる関係性の構築を図っています。



(定例連携会議の様子)

「子どもの学習・生活支援事業（未来応援教室 ぱるスタ）」

未来応援教室ぱるスタでは、生活困窮世帯に加え、不登校や低学力等、養育に困難を感じる世帯の中高生及び高校生世代への支援を行っています。具体的には、家庭訪問、学習教室、居場所支援、体験活動という大きく4つの活動を通して、子どもの学力・生活力の涵養（かんよう）と保護者への養育相談を実施しています。

家庭訪問では、子どもの生活環境や親子のコミュニケーション状況を確認し、参加する子ども本人やその保護者との信頼関係を築くことはもちろん、必要に応じて生活保護のケースワーカーやスクールソーシャルワーカーと連携して、家庭や学校での様子など情報共有をしています。

学習教室では、「分からないと言える場」、「分かる楽しさを知る場」をコンセプトに、地域の社会人（元教員等）や大学生に学習支援ボランティアとして協力していただき、1対1での学習の場面を提供しています。また、「子どもが安心していられる場」の環境づくりとして、居心地の良い場として過ごせるように配慮した事務所を子どもたちに開放しています。

体験活動は多岐にわたり、老舗和菓子店での和菓子作りをはじめ、首都圏有数の野菜生産地である本市の農家や関連企業に協力いただいて、野菜収穫体験も実施しました。特に「深谷テラス ヤサイな仲間たちファーム」で行った収穫体験には、中高生とその保護者21名と高校を中退して求職中の方とその保護者2名、合わせて23名が参加しました。

5. 今後の取り組み

就労準備支援事業の実施にあたり、自治体コンサルティングを活用して専門家の意見を取り入れることができ、スムーズな事業開始とその後の軌道修正を柔軟に行うことができました。また、地域企業との協働や関係機関との連携を密にすることが、地域資源を活用した多様なプログラムの実現や支援を必要としている方の早期発見に繋がっています。

今後も全国の他市町村の取り組みなどを参考にし、また、地域企業や関係機関との連携を維持強化し、参加者のニーズに対応する事業を実施していけるように日々試行錯誤を重ねながら業務を進めていきたいと考えています。

自治体短信②

三重県伊賀市の「いま」

～生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり～

伊賀市 健康福祉部 生活支援課 生活支援係長（主任相談支援員） 二階堂 樹
伊賀市社会福祉協議会 くらし支援課 課長（相談支援員） 寺田 浩和

1 伊賀市の概要

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府・奈良県と接しています。三重県は行政的には東海・中部地方に属しているものの、伊賀地方についてはその地理的・歴史的背景から「伊賀は関西」という考え方が古くから定着しています。

伊賀流忍者や松尾芭蕉のふるさととして知られ、京・大和文化の影響を受けながらも独自の文化を醸成し、特産品では伊賀米や伊賀牛、伊賀焼などがある「伊賀ブランド」に認定されています。

市域は東西約30km、南北約40kmの縦長で、面積は約558平方kmで、面積の約62%を森林が占めています。人口は87,265人、世帯数は40,459世帯、高齢化率は33.2%となっています。外国籍住民が多いのも伊賀市の特徴で、外国籍住民の人口は5,631人、人口に占める割合は6.5%となっています。

2 生活困窮者支援の実施体制

伊賀市では、生活困窮者支援を健康福祉部生活支援課が所管しています。

自立相談支援事業は直営（生活支援課生活支援係）と委託（伊賀市社会福祉協議会くらしサポートセンターおあいこ）で実施し、任意事業は就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援、一時生活支援の各事業を実施しています。また、ひきこもりサポート事業も実施しており、これらの事業についてはすべて伊賀市社協に委託して実施しています。

生活支援係には係長（主任相談支援員兼務）、係員1名（相談支援員兼務）および会計年度任用職員1名の相談支援員1名、就労支援員（生活保護就労支援専門員兼務）1名の計4名を配置しています。またおあいこには主任相談支援員1名、相談支援員6名（うち2名は就労支援員を兼務）の計7名（任意事業等との兼務あり）が配置されています。おあいこでは自立相談支援事業、任意事業の他、生活福祉資金、食料支援なども担当しています。



（生活困窮者支援に関わるスタッフ）

3 伊賀市の自立相談支援事業の特徴

伊賀市では自立相談支援事業について、2019年度まで直営で実施してきました。

伊賀市では地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを直営で整備してきたこと、それに加え生活保護と生活困窮者支援の連携、また庁内の連携を重視し自立相談支援事業の直営を選択しました。

制度開始以降、庁内の連携は比較的スムーズにすすみましたが、相談件数の伸び悩み、より相談しやすい窓口の必要性、中長期的な伴走型支援への対応などの課題がみえてきました。このため自立相談支援事業を2020年度から直営に加え委託でも実施することとしました。この体制強化は結果的にコロナ禍での対応を円滑にするものとなりました。市役所と社協は市内の少し離れた場所にあり、市内に2カ所の独立した自立相談支援機関が存在しています。担当地区などは定めておらず、相談者が希望する窓口の利用が可能です。

直営の生活支援課は生活保護をはじめとした庁内との連携、委託のおあいこは生活福祉資金や食糧支援などの相談窓口との連携、そして13名の地域福祉コーディネーターとタッグを組んで個別・地域の両面からのアプローチ。それぞれ直営・委託の強みを活かし、補い合って自立相談支援を提供しています。

4 「支援調整会議」「支援会議」について

支援調整会議について、国の事務マニュアルでは「基本的に自立相談支援機関が開催する」となっていますが、伊賀市では市が一体的に開催することとし、市・社協両方の職員が参加しています。また生活保護の査察指導員2名も参加し、生活保護と生活困窮の重なり合う支援のための連携・調整を図っています。また支援調整会議を設置要綱で生活困窮者自立支援法の「支援会議」とも位置づけ、相談申込をしていない段階の新規相談についても、関係者ですみやかに情報共有できるように体制を整えています。

また、伊賀市では従前より「地域ケア会議」の名称で高齢者福祉・介護保険の分野に限らず、幅広い地域生活課題の解決のため、関係機関の連携と情報共有のための会議を市の要綱にもとづいて実施してきました。この会議は市の地域包括支援センターが所管しています。重層的支援体制整備事業の実施に合わせ、昨年度この会議についても社会福祉法による支援会議、および生活困窮者自立支援法による支援会議と位置づけ、必要に応じて支援のための関係機関相互の情報共有とスムーズな役割分担を行えるようにしています。

5 「ひきこもりサポートnest」の取り組み

伊賀市社会福祉協議会では、2018年度に独自事業としてひきこもりに関する相談窓口・居場所を開設しました。これが「ひきこもりサポートnest」のはじまりです。2019年度からはひきこもり支援推進事業として実施しています。

伊賀市では地域福祉計画に基づく「つながりある地域づくり」「生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり」の一環にひきこもりサポートの取り組みを位置づけ、相談窓口や居場所のほか、ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発のための市民公開講座などのイベント、支援機関による「ひきこもりを支える人のネットワークミーティング」などを開催しています。

「ひきこもりを支える人のネットワークミーティング」では、ひきこもりに関する相談が「ひきこもり相談窓口」だけに寄せられるのではなく、福祉・保健・医療・教育・就労、各分野のさまざまな機関に寄せられること、また相談にいたるまで相当長い時間かかっていることが多い

(ネットワークミーティングの様子)



ことをふまえ、せっかくの相談・困りごとへの気づきをそれぞれの機関がまずはしっかりと受け止め、自らの機関の専門分野・担当分野ではないとすぐに放り出さず、他の資源とつながりあって対応する、そしてその後の支援でもそれぞれの資源の強みを活かす地域ネットワークを機能させていくこと、を目的にミーティングを実施しています。

また昨年度からは、重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」とも連動し、伊賀市社協の地域福祉コーディネーターの協力を得て、ひきこもりサポート事業をお手伝いしていただく「ひきこもりサポーター」の養成を開始し、現在18名のサポーターが活動しています。



(ひきこもりサポーター養成講座の様子)

6 今後の展望

伊賀市では2006年に第1次地域福祉計画を策定して以降、地域の実情に合った、地域の強みを活かした相談支援体制づくりに取り組んできました。また伊賀市社協もこれに歩調をあわせ、地域福祉活動計画を策定・推進してきました。これらの積み重ねをふまえ、2021年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。これにより自立相談支援事業は制度的にも「属性を問わない相談支援」（包括的相談支援事業）の一翼を担っています。

伊賀市の生活困窮者支援は制度開始時より相談者の「経済的困窮」だけではなく、「社会的孤立」など相談者と地域社会との関係性の課題などをふまえた「属性を問わない相談支援」に取り組み、相談者が地域で安心して過ごせる場所、活躍できる場所を少しずつ増やしてきました。これは生活困窮者支援だけでなく、福祉分野にかぎらない伊賀市におけるさまざまな主体（住民・事業所・社協・行政）の長年の取り組みの延長線上にあるものと考えています。

地域で生活していく上での課題の解決には、相談者やその家族への直接の支援だけでなく、地域住民にさまざまな課題について正しい知識を持っただけ、理解していただくことが必須です。今後も、人が人を支援するという基本に常に立ち返り、人と人が関わり続けることの価値を再確認し、生きづらさを抱えていても暮らし続けられる地域づくりをさまざまな主体とつながり、重なり合いながら、行っていきたいと考えています。

2. お知らせ・ご報告

◆ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について

コロナ禍の収入減少に対応するものとして都道府県社会福祉協議会において実施した緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から順次、償還が始まります。

借受人の中には、償還が難しく、継続的な支援を必要とする方も多くいらっしゃると思われることから、令和4年10月28日付け事務連絡「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」において、社会福祉協議会と自立相談支援機関との連携のもと、個々の借受人の事情に応じた支援をお願いしているところです。

つきましては、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援のため、令和4年度第二次補正予算において計上している新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金も活用いただき、自立相談支援機関の支援体制の整備等をいただくようお願いいたします。



◆ 第9回生活困窮者自立支援全国交流大会が開催されました

今年も昨年に引き続き、生活困窮者支援全国研究交流大会が開催されました（11月12日～27日・オンライン開催）。

感染拡大や戦争、自然災害など、いわば「多重不安」ともいえるべき状況が広がっている中、地域社会の根幹を支える施策として、生活困窮者自立支援制度の重要性は高まっています。今回の交流大会では、「多重不安の時代にあって、生活困窮者自立支援と伴走型支援を問う」をテーマに、全体会や分科会で、様々な切り口から議論・意見交換が行われました。



（全体会の様子）

大会の詳細・過去の大会の情報は[こちら](#)→
（一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークHP）



◆ 居住生活支援加速化事業のご紹介

令和4年12月2日に成立した令和4年度第二次補正予算において「居住生活支援加速化事業」を計上しています。

本事業では、住居を失うおそれがある生活困窮者の安定的な住まいの確保に向けた支援とともに、住まいの確保後も、見守りなどのきめ細かな支援を継続的に行う自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進することとしております。

今回は、本事業の活用が考えられる神奈川県における居住支援の事例をご紹介します。こちらも参考としていただきながら、本事業の積極的な実施をお願いします。

居住加速化支援事業の概要の詳細は[こちら](#)（p69）→
（厚生労働省HP）



◇ 神奈川県における居住支援の事例：「生活再建に向けた居住支援事業」

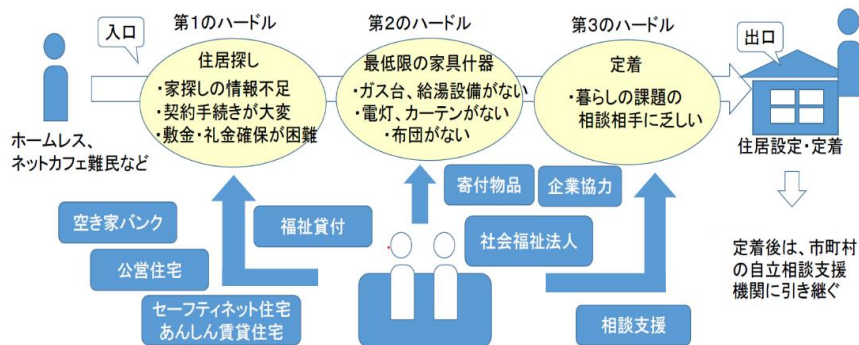
支援内容

- ① 住宅情報の収集・提供等、相談者の状況に応じた住居探し活動や、不動産への同行等の支援
- ② 家具等を提供可能な社会福祉法人等の開拓や、生活に必要な物資と相談者とのマッチング
- ③ 入居後、地域への定着までの継続的な見守り支援、地域のコミュニティや相談機関へ対象者をつなぐ等の、一連の支援のコーディネートを実施。

基本情報

年 度：令和4年度 事業費：4,954千円
対象区域：県内町村地域
委託先：特定非営利活動法人ワーカーズコープ

（事業スキーム）



（広報チラシ）



（出典）神奈川県より資料提供

◆ 生活困窮者自立支援制度の見直しに関する「中間まとめ」をとりまとめました

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を開催しています。

これまで、本年6月から11回にわたり御議論をいただいたところ、年内までの議論の整理として、12月20日に「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」を取りまとめました。



この「中間まとめ」も踏まえながら、今後、よりよい制度の構築に向けて、更に議論を深めてまいります。

↑資料は[こちら](#)
(厚生労働省HP)

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント
(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化を検討**
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始める**支援の調整等のための会議体**を設置できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化を検討**

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、訪問等の**アウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施を検討**
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業（入居支援・見守り支援等）**について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
(このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討)
- **無料低額宿泊所**に係る**事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行うこと**を検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

